和歌山県危機管理計画
（　共　通　編　）

平成１６年　７月制定
平成１７年　６月改訂
平成１９年　６月改訂
平成２２年１２月改訂
平成２８年　３月改訂
令和　６年　５月改訂

和 歌 山 県 危 機 管 理 部
危機管理局危機管理消防課

目　次（共通編）

第１編　総則

Ⅰ　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　計画の基本的な考え・・・・・・・・・1

Ⅲ　危機事象の定義・・・・・・・・・・・1

Ⅳ　計画の適用範囲・・・・・・・・・・・1

Ⅴ　役割・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　知事・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　副知事・・・・・・・・・・・・・・・1

３　危機管理部長・・・・・・・・・・・2

４　各部長・・・・・・・・・・・・・・・2

５　所管部署職員・・・・・・・・・・・2

６　危機管理消防課職員・・・・・・・・2

７　災害対策課職員・・・・・・・・・・2

Ⅵ　危機管理連絡会議の設置・・・・・・2

Ⅶ　計画の見直し・・・・・・・・・・・・3

第２編　危機管理体制

Ⅰ　平時の体制・・・・・・・・・・・・・5

１　危機管理責任者・・・・・・・・・・5

２　危機管理担当員・・・・・・・・・・5

Ⅱ　緊急時の体制・・・・・・・・・・・・6

１　情報伝達、連絡体制・・・・・・・・6

２　参集基準・・・・・・・・・・・・・・6

３　本庁・・・・・・・・・・・・・・・・6

４　地方機関・・・・・・・・・・・・・11

５　東京事務所・・・・・・・・・・・・12

Ⅲ　事態把握による体制の移行・・・・・14

第３編　平時の対策

Ⅰ　危機管理意識の高揚・・・・・・・・15

１　職員研修の実施・・・・・・・・・・15

２　訓練等の実施・・・・・・・・・・・15

３　県民に対する啓発・・・・・・・・・15

Ⅱ　個別マニュアルの作成・・・・・・・16

１　作成の手順・・・・・・・・・・・・16

２　危機事象の想定・・・・・・・・・・16

３　マニュアルの作成・・・・・・・・・16

Ⅲ　関係機関との連携・・・・・・・・・17

Ⅳ　資機材等の整備・・・・・・・・・・17

Ⅴ　危機管理消防課への報告等・・・・・17

第４編　緊急時の対策

Ⅰ　段階ごとの対策の実施・・・・・・・18

Ⅱ　情報の収集と伝達・・・・・・・・・18

１　第一報・・・・・・・・・・・・・・18

２　体制確立後の情報伝達・・・・・・21

３　情報管理・・・・・・・・・・・・・22

４　安否情報の収集及び提供・・・・・22

Ⅲ　応急対策・・・・・・・・・・・・・・23

１　被害者への対応・・・・・・・・・・23

２　被害の拡大防止・・・・・・・・・・23

３　風評被害の防止・軽減・・・・・・23

４　健康被害等への対応・・・・・・・23

Ⅳ　広報・相談の実施・・・・・・・・・24

１　報道機関への情報提供・・・・・・24

２　県民への情報提供・・・・・・・・24

３　相談窓口の設置・・・・・・・・・24

Ⅴ　県地域防災計画の準用・・・・・・・25

第５編　事後対策

Ⅰ　終息宣言・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅱ　復旧対策の推進・・・・・・・・・・26

Ⅲ　再発防止・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅳ　対応の検証・・・・・・・・・・・・・26

第１編　総則

Ⅰ　目的

この計画は、県内において危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、危機管理に係る基本的、共通的な事項についての方針を定め、県民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

Ⅱ　計画の基本的な考え

１　個別の危機事象への対応は、各部署が責任を持って行うが、想定にない事案及び組織横断的視点や総合調整機能の必要な事案については、本計画により対処する。

２　対応すべき部署が不明な危機事象（以下「所管不明な危機事象」という。）については、危機管理部長が対応すべき部署を定める。ただし、部署が定まるまで、その初動については、危機管理部長が危機管理消防課及び災害対策課を指揮して対応にあたる。

３　本計画は、県としての危機管理の基本的な枠組みを定めるものであり、これを踏まえ、各部署は、想定される危機事象ごとの個別マニュアルを作成する。

Ⅲ　危機事象の定義

この計画の対象となる危機事象とは、県民の社会経済活動や日常生活に重大な影響を及ぼす緊急事態や県の行政運営に重大な支障をもたらす突発的な事故等であり、他の法律や計画で対応されないものをいう。

また、危機事象の代表的な例を示すと別表１のとおりである。

Ⅳ　計画の適用範囲

この計画の適用範囲は、本庁各部（知事室及び会計局を含む。）、各地方機関、各振興局、教育委員会とする。

Ⅴ　役割

１ 知事

（１）本県の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

（２）対策本部を設置したときは、本部長として危機管理を統括する。

２ 副知事

（１）危機管理について、知事を補佐する。

（２）対策本部を設置したときは、副本部長として本部長を補佐する。

3　危機管理部長

（1）知事の指示により危機管理に関して全庁を統括する。

（2）危機に対する認識、対応手段について、全庁的に共有する危機管理体制をつくる。

（3）複数の部署が関わり、役割が整理されていない危機事象（以下「役割未整理な危機事象」という。）については、その主務部署を定めるとともに、対応について総合調整する。

（4）所管不明な危機事象について、その初動を指揮し、所管部署を定めるとともに、対応について総合調整する。

（5）大規模で深刻な危機事象の発生について、実動を指揮する。

4　各部長（知事室長、会計管理者を含む。）

（1）危機管理部長と相互に連携し、各部における危機管理を統括する。

（2）発生した危機事象を所管する部長は、対策本部を設置したときは、具体的な対策を実施する。

5　所管部署職員

（1）所管する業務に内在又は関係するリスクを検証し、危機事象を想定する。

（2）想定された危機事象に対する個別マニュアルを作成する。

（3）個別の危機事象に対応する研修、訓練を実施し、危機管理体制を充実させる。

（4）危機事象の発生に対し、個別マニュアル等により迅速、的確に対応する。

6　危機管理消防課職員

（1）個別マニュアルの作成や研修など所管部署が実施する危機管理への取組について統一的な基準を設け、円滑な実施を支援する。

（2）役割未整理な危機事象について、関係部署間の調整にあたる。

（3）所管不明な危機事象に対し、初動を担当し、関係部署間の調整にあたる。

7　災害対策課職員

（1）所管不明な危機事象に対し、危機管理消防課と連携して初動にあたる。

（2）大規模で社会的影響が大きく、全庁的な体制を取ることが必要な危機事象について、組織体制を立ち上げ、関係部署と連携して対応にあたる。

（3）本計画により対処すべき危機事象に対応するための全庁的な訓練に係る計画の策定及び実施にあたる。

Ⅵ 危機管理連絡会議の設置

1　危機管理に関する全庁的な方針の検討及び諸般の調整を図るため、危機管理連絡会議を設置する。

2　危機管理連絡会議は、危機管理部長、危機管理局長、危機管理責任者及び警察本部警備部長

又は警察本部主管部長で構成する。

３　主な所掌事務

（１）危機管理に関する全庁的な方針の検討

（２）危機管理意識の共有及び部署間の連携強化

（３）主務部署決定についての部署間調整

（４）その他危機管理体制の整備充実のために必要な事務の実施

４　危機管理連絡会議は、必要に応じ、危機管理部長が招集する。

５　危機管理連絡会議に係る事務は危機管理消防課が行う。

Ⅶ　計画の見直し

社会情勢や環境の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合や、研修や訓練あるいは実際の危機事象への対応によって改善の必要性が認められた場合は、早急に本計画を見直すこととする。

別表１

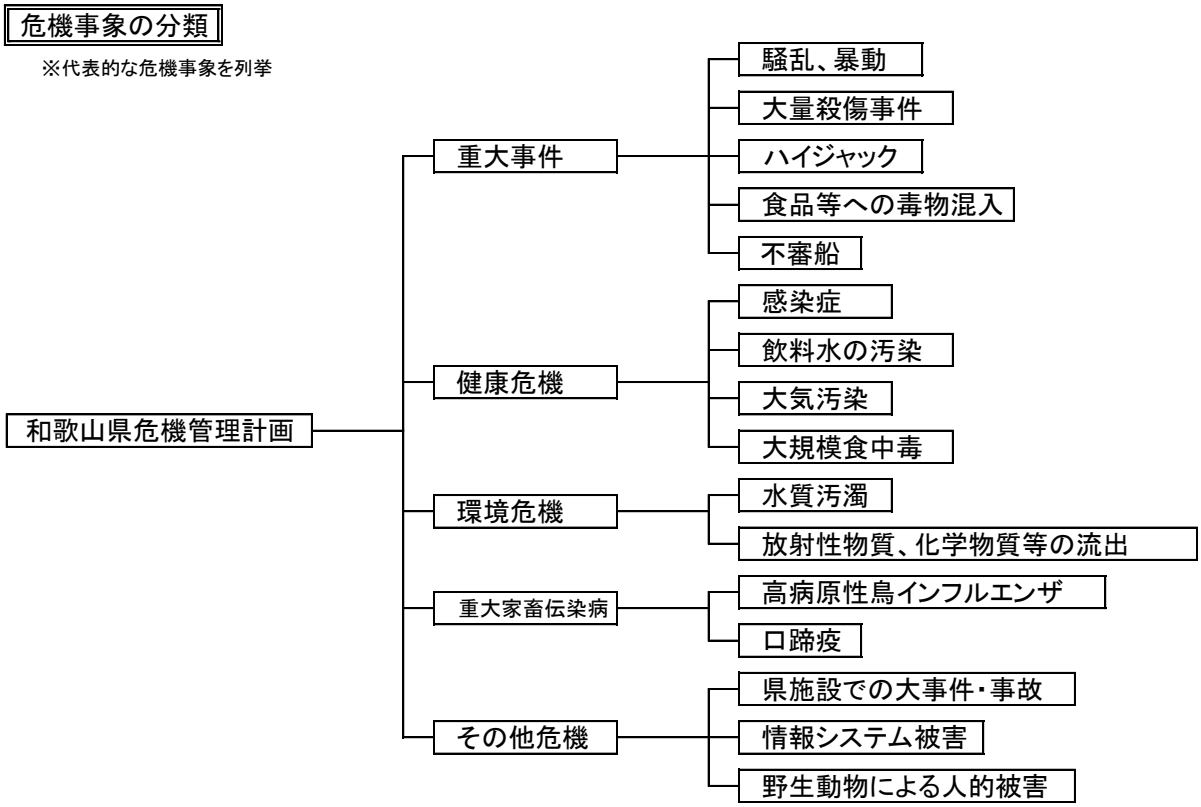

（「財政危機」「経済危機」（金融破綻、大量失業等）については、事案の性格等から本計画の適用がなじまないものと考えられるが、計画適用の可否については、危機管理部長が判断する。）

（参考）危機管理計画以外の計画で対応する危機事象

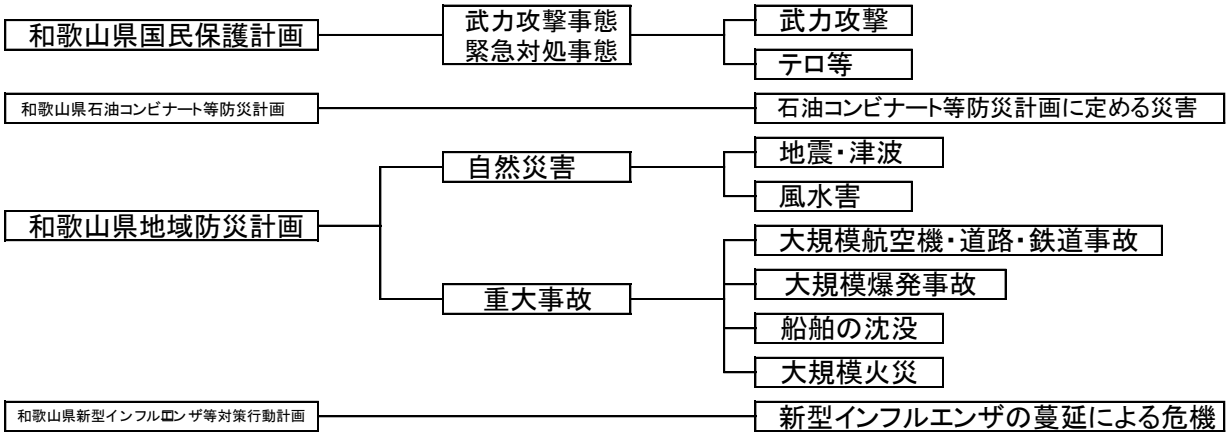

第２編　危機管理体制

Ⅰ　平時の体制

１　危機管理責任者

部署内において、危機管理体制の確立を推進し、危機事象の発生を未然に防止する統括者として、危機管理責任者を置く。

（１）危機管理責任者は、広報課長、各部の各局長、会計局長、各振興局長、教育委員会事務局の各局長とする。

（２）役割

①　職員の危機意識の高揚

・業務に内在又は関係する危機の検証

・個別事象に対応する研修の実施

・危機事象の発生を想定した訓練の実施

②　個別マニュアルの作成

・職員の情報伝達及び参集体制

・関係機関との連絡体制

・情報の管理及び一元化

・他部署との連携体制

・対応策の事前検討

・必要物資及び機材の確保

③　危機管理部長及び他部署との連絡調整

２　危機管理担当員

部署内において、危機管理責任者を補佐し、危機管理体制の確立を推進するため、危機管理担当員を置く。

（１）危機管理担当員は、危機管理責任者が指名した主管課長等、各振興局においては地域づくり部長等とする。

（２）役割

①　危機管理責任者の補佐

②　部署内の連絡調整

③　危機管理に関する庶務的業務

Ⅱ　緊急時の体制

１　情報伝達、連絡体制

所管部署では、想定されるそれぞれの危機事象について、担当者を特定した組織内の　情報伝達経路や関係機関との連絡体制を確立しておかなければならない。また、それぞ　れの危機事象ごとに順位をつけた複数の担当者を決めておくなどして、情報が停滞する　ことなく、２４時間機能する体制としておかなければならない。

２　参集基準

所管部署は、想定されるそれぞれの危機事象が発生した場合において、事態の推移に　応じて速やかに対応するため、職員の参集基準をあらかじめ定めておかなければならな　い。

（１）職員の参集が困難な場合の対応

交通の途絶などにより、職員の参集が困難な場合も想定されるため、予定職員の代替となる次席職員を定めておくなど、必要な人員確保を考慮する。

（２）交代要員の確保

対策の長期化に対応できるよう、業務の質と量に応じた交代要員を確保し、体制の機能の維持を考慮する。

３　本庁

発生した危機事象の程度に応じて、所管課室、初動対応チーム、対策室又は対策本　部の体制により、速やかに事態に対応する。

（１）所管課室での対応

所管課室長は、不明確な危機事象の発生情報がもたらされた場合、又は危機事象の発生のおそれがある場合は、その概要について所管部長等に報告するとともに、危機管理消防課を通じ、速やかに危機管理部長に伝達する。また、職員を招集して情報収集を行い、危機事象の事実確認を急ぐ。

所管課室長は、危機事象の発生又は発生のおそれが確認された場合は、個別マニュアル等の手順に従い事態の対応にあたる。

（２）初動対応チームの編成

個別マニュアルを作成していない場合等で、所管課室での対応だけでは事態の終息が望めないと判断した場合は、関係課室による初動対応チームを編成して対応する。

なお、初動対応チームは、必要に応じ、所管課室長又は危機管理消防課長が招集、編成する。

（３）対策室の設置

所管課室又は初動対応チームでの対応だけでは事態の終息が望めないと判断した場合は、所管部長等は対策室を設置し、危機事象の対応にあたる。

危機管理部長は、事態の対応にあたるべき部長等に対し、所管部長等として対策室を設置することを求めることができる。また、所管不明な危機事象又は危機管理局が所管する危機事象については、自らが所管部長として対応にあたる。

①　設置基準

・個別マニュアルにおいて、設置が定められている場合

・所管部署又は初動対応チームでの対応では速やかな終息が望めないと所管部長等が判断した場合

・危機管理部長が必要と認めた場合

②　組織

	所管部署が特定できる場合	所管部署が特定できない場合又は所管部署が危機管理局の場合
室　　長	所管部長、知事室長、会計管理者又は教育長	危機管理部長
副　室　長	所管局長等	危機管理局長
室　　員	所管課室職員、関係課室職員、危機管理消防課職員、災害対策課職員及び広報課職員	危機管理局職員、関係課室職員及び広報課職員
対策会議	議　長　室長 副議長　副室長 議　員　課長等の室員 ※ 議長は必要に応じて、関係機関職員の出席を要請する。 警察職員については、警察本部警備部長が選任する。	

③　主な所掌事務

・情報の収集、分析、共有及び一元化

・関係機関との連絡調整

・対応策の決定及び実施

・対策本部への移行の決定

・県民等への情報提供

・報道機関等の対応

④　指揮系統及び各班の所掌事務

【所管部長等対応】

対策室長　（所管部長等）

副 室 長　（所管局長等）

総務班	班長	○○課室長	班員	所管・関係課室職員、危機管理消防課職員
	・対策室会議の運営、対策本部への移行の検討 ・関係部署との連絡調整　・その他必要なこと			
対策班	班長	所管課室長	班員	所管・関係課室職員、災害対策課職員
	・対策の検討、実施　・関係機関との連絡調整等 ・その他必要なこと			
情報班	班長	○○課室長	班員	所管・関係課室職員、危機管理消防課職員
	・情報の収集、整理及び集約 ・その他必要なこと			
広報班	班長	広報課長	班員	所管・関係課室職員、広報課職員
	・県民等への情報提供　・報道機関等の対応 ・その他必要なこと			

【危機管理部長対応】

対策室長　（危機管理部長）

副 室 長　（危機管理局長）

総務班	班長	危機管理消防課長	班員	危機管理消防課職員、関係課室職員
	・対策室会議の運営、対策本部への移行の検討 ・関係部署との連絡調整　・その他必要なこと			
対策班	班長	災害対策課長	班員	災害対策課職員、関係課室職員
	・対策の検討、実施　・関係機関との連絡調整等 ・その他必要なこと			
情報班	班長	防災企画課長	班員	防災企画課職員、関係課室職員
	・情報の収集、整理及び集約 ・その他必要なこと			
広報班	班長	広報課長	班員	所管・関係課室職員、広報課職員
	・県民等への情報提供　・報道機関等の対応 ・その他必要なこと			

（４）和歌山県〇〇対策本部の設置

県全体において、重大な影響や被害が県民に及ぶ危機事象の発生や発生の危険性が認められ、対策室での対応だけでは、速やかな事態の終息が望めない場合、又は県の行政運営に重大な支障をもたらす危機事象が発生した場合には、知事を本部長とする全庁体制の対策本部を置き、危機事象の対応にあたる。

①　設置基準

・個別マニュアルにおいて設置が定められている場合
・対策室において設置が決定された場合
・知事が必要と認めた場合

②　組織

本　部　長	知事
副 本 部 長	副知事
統括本部員	危機管理部長
所管本部員	当該危機事象を所管する部長
本　部　員	各部長、知事室長、会計管理者、関係振興局長、教育長、東京事務所長
本 部 会 議	議　　長　本部長 副 議 長　副本部長 議事進行　統括本部員 議　　員　本部員 ※　議長は必要に応じて、関係機関職員の出席を要請する。 　　警察職員については、警察本部警備部長が選任する。

③　主な所掌事務

・情報の収集、分析、共有及び一元化
・関係機関との連絡調整
・対応策の決定及び実施
・県民等への情報提供
・相談窓口の設置
・報道機関等の対応
・現地対策本部への要員派遣

④　指揮系統及び各部の所掌事務

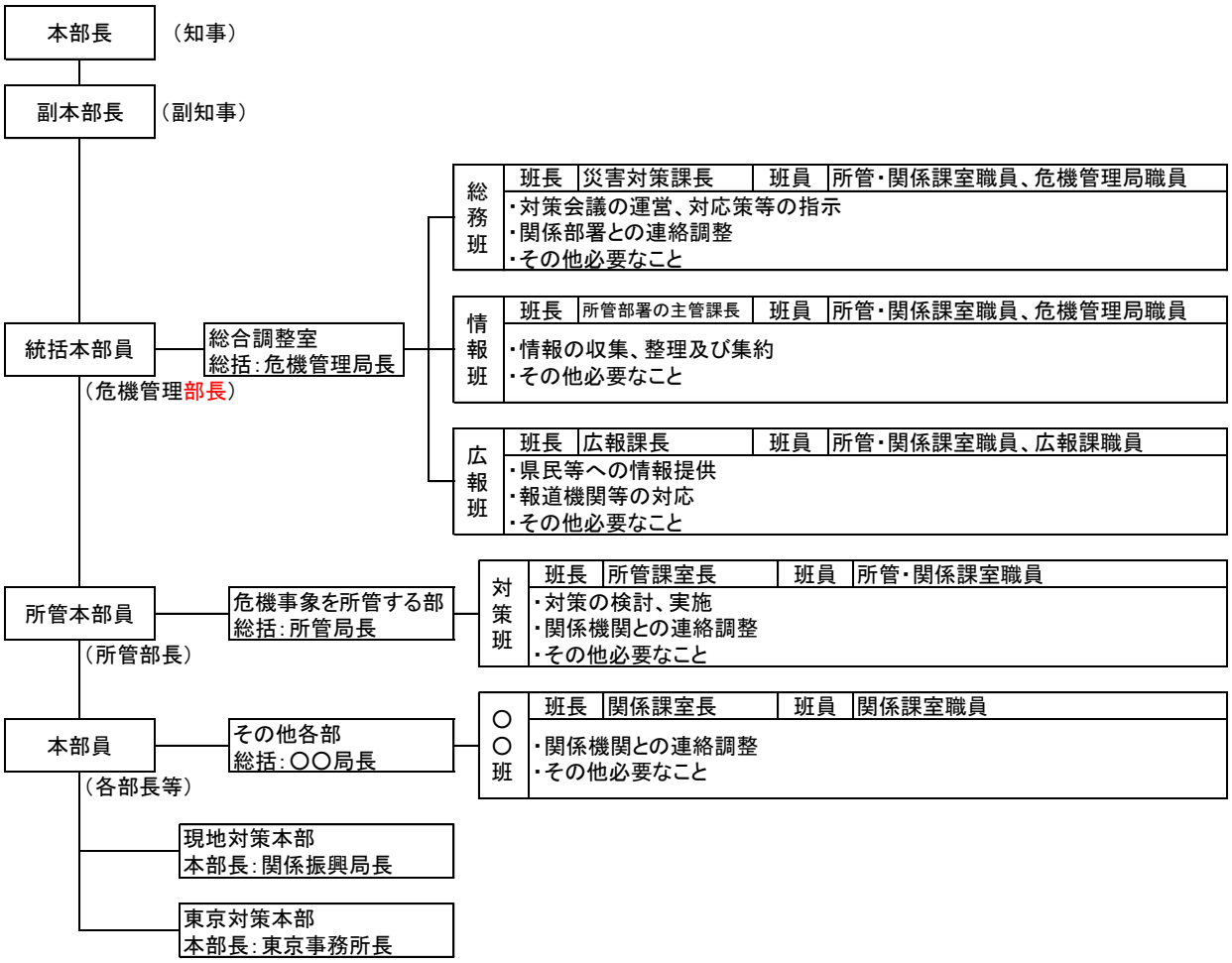

４ 地方機関

危機事象の発生や発生のおそれに対して、必要があれば現地において初動体制をとることとする。体制の決定は、振興局の所管区域への影響の程度に応じて、本庁との協議により、振興局長が行う。

（１）振興局、各地方機関での対応

影響が直接所管区域に及んでおらず、対応が情報の収集や関係機関への連絡に止まる場合は、所長、所管課長等のもとに予め定められた職員が参集し、本庁との連絡をとりながら対応にあたる。

（２）現地対策室

影響が所管区域に及び､又は及ぶおそれがある場合や、他部署や関係機関との協力により対応にあたる必要がある場合には、振興局の所管部長もしくは地方機関の長等（以下「振興局所管部長等」という。）を室長とする対策室を設置する。

① 設置基準

・個別マニュアルにおいて設置が定められている場合
・所管課等だけの体制では、対応が困難と振興局長が判断した場合
・危機管理部長から設置を求められた場合

② 組織

・対策室長 振興局所管部長等
・総務班長 振興局の地域づくり部副部長もしくは地方機関の総務担当課長（以下「総務担当課長等」という。）
・対策班長 振興局の所管副部長もしくは地方機関の所管課長（以下「所管課長等」という。）

③ 主な所掌事務

・情報の収集及び管理
・本庁との連絡調整
・市町村、消防、警察等との連携及び要請
・対応策の実施
・県民への情報提供
・報道機関の対応

④ 指揮系統及び各班の所掌事務

対策室長 （振興局所管部長等）

総務班	班長	総務担当課長等	班員	関係課職員
	・関係部署との連携 ・消防、警察等への要請 ・情報管理 ・県民等への情報提供、報道機関対応 ・その他必要なこと			

対策班	班長	所管課長等	班員	所管・関係課室職員
	・本庁との協議 ・対応策の実施 ・市町村等との連携 ・現地調査、現場対応 ・その他必要なこと			

（３）現地対策本部

重大な影響が所管区域に及び、複数の部署や関係機関が協力して対応にあたらなければならない場合には、振興局長を本部長とする現地対策本部を設置する。

①　設置基準

・個別マニュアルにおいて設置が定められている場合

・対策室体制では、対応が困難と振興局長が判断した場合

・危機管理部長から設置を求められた場合

②　組織

本　部　長	振興局長
総 務 班 長	地域づくり部長等
対 策 班 長	所管部長等

③　主な所掌事務

・情報の収集及び管理

・本庁との連絡調整

・市町村、消防、警察等との連携及び要請

・対応策の実施

・県民への情報提供

・報道機関の対応

④　指揮系統及び各班の所掌事務

本部長　（振興局等）

総務班	班長	地域づくり部長等	班員	関係課職員
	・関係部署との連携　・消防、警察等への要請　・情報管理 ・県民等への情報提供、報道機関対応　・その他必要なこと			

対策班	班長	所管部長等	班員	所管・関係課室職員
	・本庁との協議　・対応策の実施　・市町村等との連携 ・現地調査、現場対応　・その他必要なこと			

5　東京事務所

危機事象の発生や発生のおそれに対し、国等機関との連携及び情報収集が重要となり、通常時の業務体制では対応できない場合には、東京事務所に所長を本部長とする東京対策本部を設置するものとする。

（１）設置基準

・個別マニュアルにおいて設置が定められている場合

・東京事務所長が必要と判断した場合

・危機管理部長から設置を求められた場合

（２）組織

本　部　長	東京事務所長
総 務 班 長	東京事務所次長
連 絡 班 長	東京事務所長が指名する者

（３）主な所掌事務

①　情報の収集及び管理

②　県対策本部（対策室）と国等機関との連絡調整

③　県関係者への情報提供

④　報道機関への対応

（４）指揮系統及び各班の所掌事務

本部長　（所長）

総務班	班長	次長	班員	東京事務所職員
	・情報管理　・県関係者への情報提供 **・報道機関対応　・その他必要なこと**			

対策班	班長	所長が指名する者	班員	東京事務所職員
	・情報収集　・県対策本部（対策室）と国等機関との連絡調整 **・その他必要なこと**			

緊急時の体制における組織名（対策室・対策本部）、職名（総務班長・対策班長等）については、その機能を明確にするため例示したものであり、所管部署における個別マニュアルの作成にあたっては、本計画にとらわれるものではない。

Ⅲ　事態把握による体制の移行

本計画は、他の計画で対応できない事態の発生に対して適用するものであるが、危機事象の発生が何により引き起こされたものか、又は被害がどの程度に及ぶものであるかは、情報収集等による事態把握の進捗により確認できるものであり、初動においては、本計画に基づく体制により対応することとなる。

なお、事態把握により県地域防災計画、県国民保護計画等に定める体制に移行することもある。

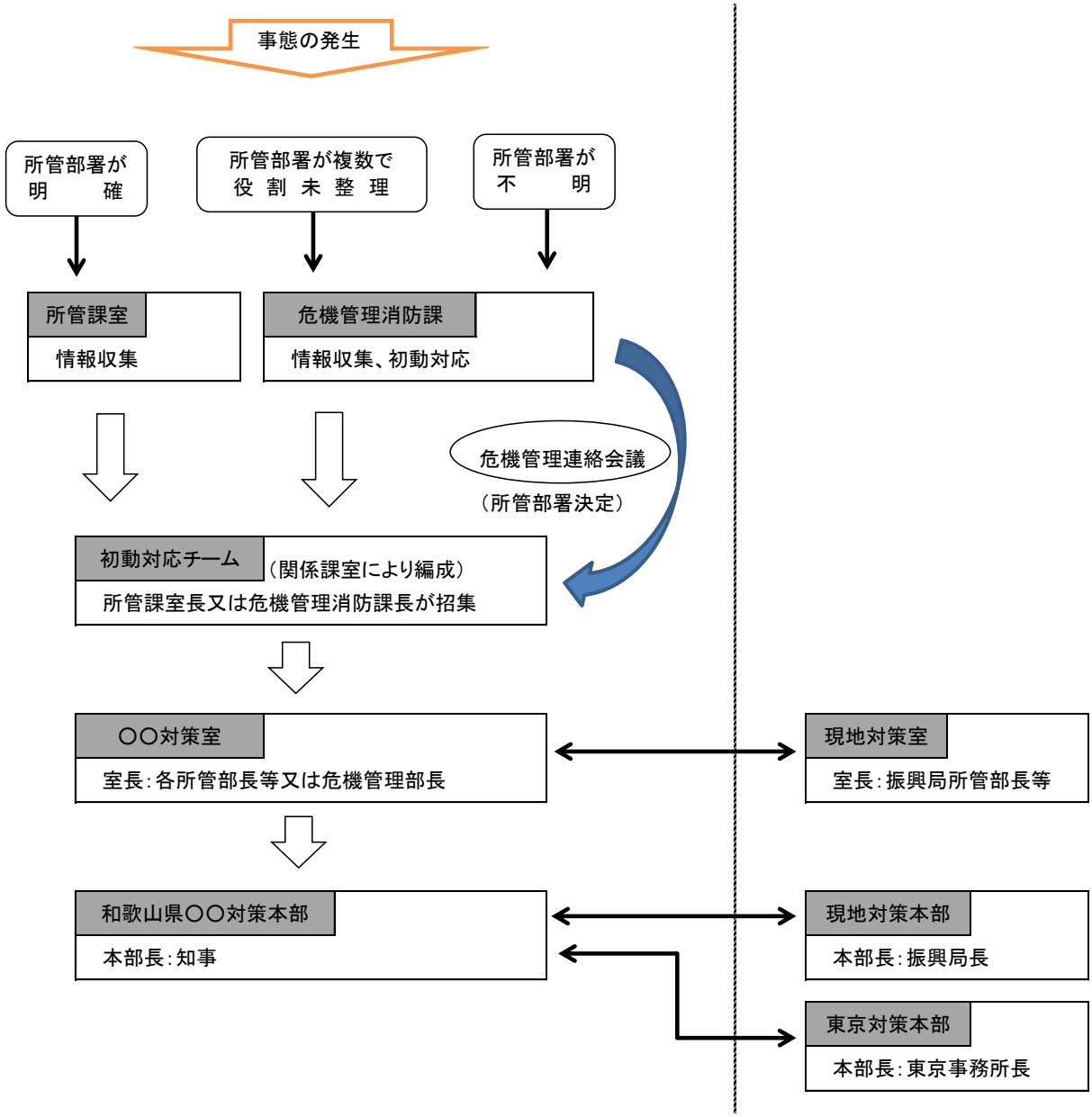

第３編　平時の対策

Ⅰ　危機管理意識の高揚

危機事象への最善の対応は発生の未然防止であり、そのためには、職員一人ひとりが危機に対する感度を上げ、全職員が共通した認識を持つことが重要である。

１ 職員研修の実施

（１）危機管理消防課と人事課との協力により、カリキュラム等を作成及び充実させ、定期的な職員研修の実施を定着させる。

（２）危機管理責任者、危機管理担当員が中心となって個別ケースに応じた研修、事例研究を行う。また、研修、事例研究の概要について、危機管理消防課に報告する。

２ 訓練等の実施

（１）個別マニュアル、情報伝達の実効性を検証する訓練を実施する。

（２）市町村等の関係機関と連携し、共同で行う訓練を実施する。

（３）訓練の概要・結果等について、災害対策課に報告する。

３ 県民に対する啓発

様々な危機事象の発生に際して、発生の現場に居合わせ、第一報をするのは県民であり、第一報の遅れがその後の対応に大きな影響を及ぼす。県民の危機に対する感度の向上は危機管理体制の強化に繋がるものであり、各所管部署は想定される危機事象の兆候や発生の仕組み等について、様々な機会を通じて周知するものとする。

Ⅱ　個別マニュアルの作成

１　作成の手順

全職員がそれぞれ担当する業務に、又は業務に関係してどのような危機が内在するかを可能な限り想定する。

↓

想定された危機事象について、発生の頻度や被害の深刻度等を評価し、部署単位で優先順位を付ける。

↓

優先順位の高いものから順に、関係業務担当者が個別マニュアルを作成する。

２　危機事象の想定

各部署では、職員一人ひとりが自ら担当する業務において、どのような危機事象が内在するのか可能な限り想定する。また、社会変化や業務内容の変化に対応できるよう、定期的に見直し、経年的に蓄積、又は更新していく。

想定手順

所管する業務に関して、現にこれまで経験した、あるいは他府県等で発生した危機事象の洗い出しを行う。

↓

所管する業務に関して、現にどのような危機事象が内在しているか、潜在する危機事象を想定する。

↓

所管する業務の変化にともない、今後どのような危機事象が発生してくるか、将来発生する可能性のある危機事象を推測する。

高い

優先順位

低い

３　マニュアルの作成

各部署は、職員が想定した危機事象を所属長が総合的に判断し、緊急性の高いものから本計画の趣旨に基づき個別マニュアルを作成する。また、作成した個別マニュアルについては、研修、訓練等を通じて実効性を検証するとともに、状況の変化に対応できるよう、一年に一度は見直すものとする。

なお、個別マニュアルの作成に至っていない危機事象については、２４時間機能する連絡体制を構築しておく。

既に個別マニュアルを作成し、それに基づいて職員の意思統一が図られている場合や実際に対応している場合については、そのマニュアルによることとし、改善や追加の必要な部分についてのみ修正を加えるものとする。

新たに個別マニュアルの作成に取りかかる場合であっても、危機事象の特性等を反映したものとし、基本的・共通的部分を定めた本計画にとらわれるものではない。

Ⅲ　関係機関との連携

国、都道府県、市町村、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、医療機関、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体等の関係機関は、危機事象発生時における第一位の情報源であるとともに、事態対応に協同であたる機関であり、平時から円滑な連携体制を構築しておくことは、極めて重要である。

各所管部署においては、これら関係機関とは、定期的に情報交換するなどして、関係を密にしておく必要がある。また、個別マニュアルの作成にあたっては、関係機関担当者との２４時間、個人名での連絡網を整備しておくものとする。

Ⅳ　資機材等の整備

各部署は、所管する危機事象の対応に必要な資機材、医薬品等を整備するものとする。備蓄に適さない資機材等については、事前に関係業者等と協定を締結しておくなど、危機事象が発生した場合に円滑に調達できるように努める。

Ⅴ　危機管理消防課への報告等

各部署が新たに危機事象を想定したとき、個別マニュアルを作成・改正したとき、個別マニュアル未作成の場合で連絡体制表を作成したときは、その都度、危機管理消防課へ報告するものとする。また、危機管理消防課は、これらにより個別に得られた情報を危機管理責任者・担当員等を通じてフィードバックし、各部署が実施する危機管理に係る業務に協力し、全庁的な危機管理能力の向上に努めるものとする。

第４編　緊急時の対策

Ⅰ　段階ごとの対策の実施

混乱期	危機情報の第一報	・情報の伝達 ・連絡体制 ・職員の招集	知事、副知事等への伝達 関係機関への通報 担当職員への連絡、招集
	職員の参集	・地域住民の避難 ・情報収集 ・被害住民の救護	市町村との連携協力 危機事象の概要、被害状況等の確認 警察、消防等への要請
	対策室、 対策本部の設置	・体制の確立 ・本部会議の招集 ・応急対応 ・対応計画の立案	記者発表（発生状況、体制等） 対応策の決定等 人員の配備、班の編成 関係機関とのネットワーク構築等
収拾期	対策本部等の運営、 定例本部会議	・対策の実施 ・対策の検証、見直し ・対応体制の見直し ・情報の管理、公開	被害者対応、被害の拡大防止等 目標の設定と達成状況の評価 人員、班編成等の見直し 定例記者発表（資料提供）
回復期	対策本部等の 事後対策	・安全性の確認 ・終息宣言 ・復旧対策 ・再発防止策	専門技術者等との協議 記者発表 市町村等との連携協力 関係機関等との協議、連携

Ⅱ　情報の収集と伝達

１　第一報

危機情報の第一報は、その後の展開を左右する最も重要な情報であり、対応にあたる　全ての職員が共通の認識のもとに行動するものとする。

（１）伝達方針

①　判断よりも伝達

判断よりも伝達を優先することとし、できる限り速やかに所管部署等を経て知事等に伝達する。

②　巧遅よりも拙速

情報は、５Ｗ１Ｈを備えていることが望ましいが、緊急事態において巧遅な情報伝達は、対応の遅れを招くおそれがある。受信側の情報の蓄積に期待し、断片情報であってもまず速報するものとし、受信側も完全な情報を要求してはいけな　い。

③　縦割り意識の払拭

県民等からの直接の通報は、必ずしも正しい所管部署に対してなされない。第一報を受けた全ての職員は、一人の情報担当者として、所管部署等へ責任をもって伝えるものとする。

④　２４時間確実な伝達経路

情報伝達の担当者は、関係機関も含め必ず個人を特定して定めておくこととし、○○担当者や○○関係者等の曖昧な定め方は避ける。また、担当者は優先順位を決めた複数人とし、携帯電話についても確認しておくなど、確実性を確保する。

（２）伝達経路

①　所管部署以外への第一報（本庁所管部署、危機管理消防課まで）

地方機関

・第一報を受けた職員は、振興局内又は地域内の所管する部署へ伝達する。
また、役割未整理な危機事象及び所管不明な危機事象は、危機管理担当者へ伝達する。

・伝達を受けた所管部署は、本庁所管課室へ伝達するとともに、振興局長に報告する。
また、危機管理担当者との情報の共有を図る。

・伝達を受けた危機管理担当者は、振興局内の所管が不明であるが、本庁所管部署が明らかな場合は本庁所管部署へ、役割未整理な危機事象及び所管不明な危機事象は危機管理消防課へ伝達するとともに、振興局長に報告する。

地方機関への第一報から本庁所管部署、危機管理消防課までの伝達経路

凡例（以下同じ）　：県民からの通報
：所管部署が明確な場合の伝達経路
：所管部署が不明な場合の伝達経路

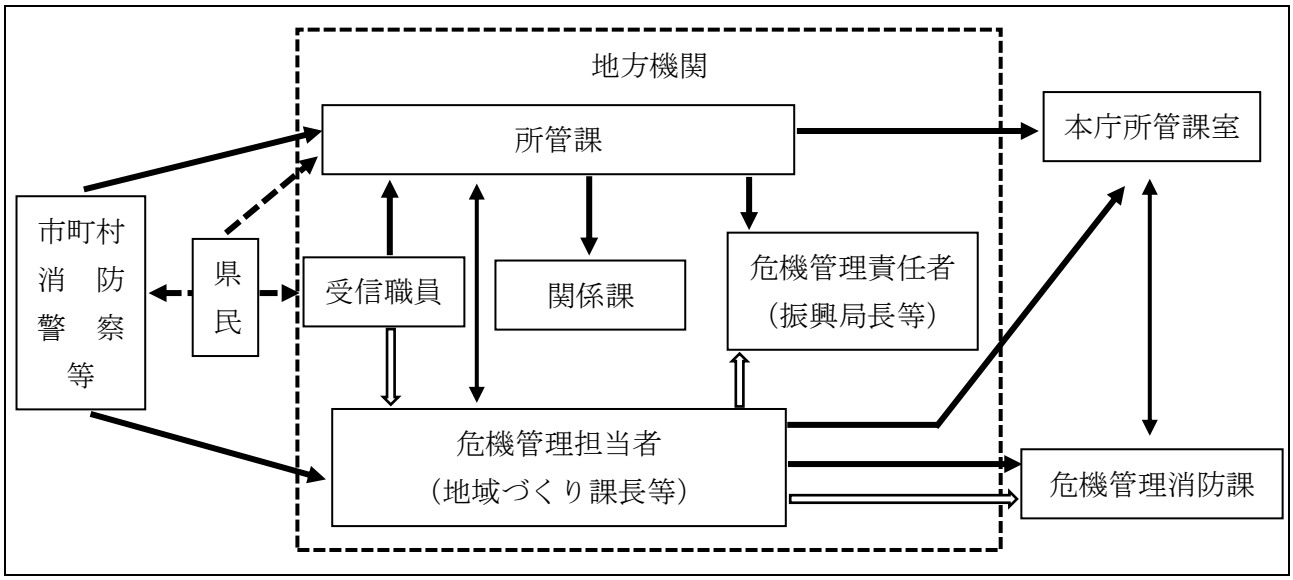

本　　庁

・第一報を受けた職員は、庁内所管部署へ伝達する。また、役割未整理な危機事象及び所管不明な危機事象は、局内の危機管理担当者又は危機管理消防課へ伝達する。

・伝達を受けた所管課室職員は、課室長に報告するとともに、危機管理消防課との情報の共有を図る。

・伝達を受けた危機管理担当者は、所管が明確な場合は庁内所管部署へ、役割未整理な危機事象及び所管不明な危機事象は、危機管理消防課へ伝達する。

本庁への第一報から所管部署、危機管理部長（危機管理消防課）までの伝達経路

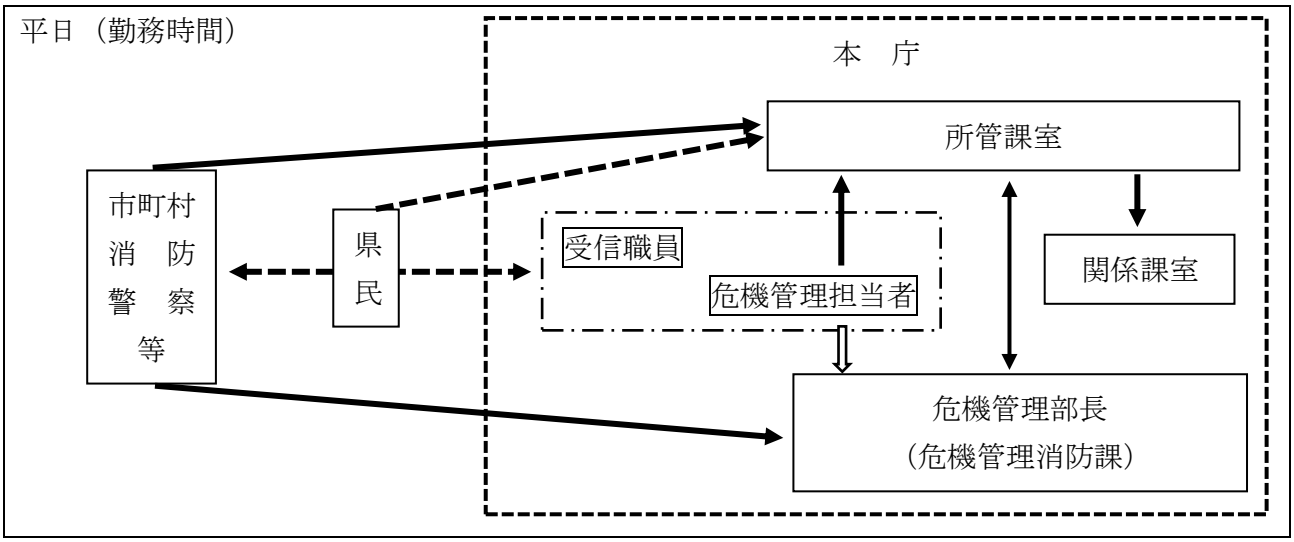

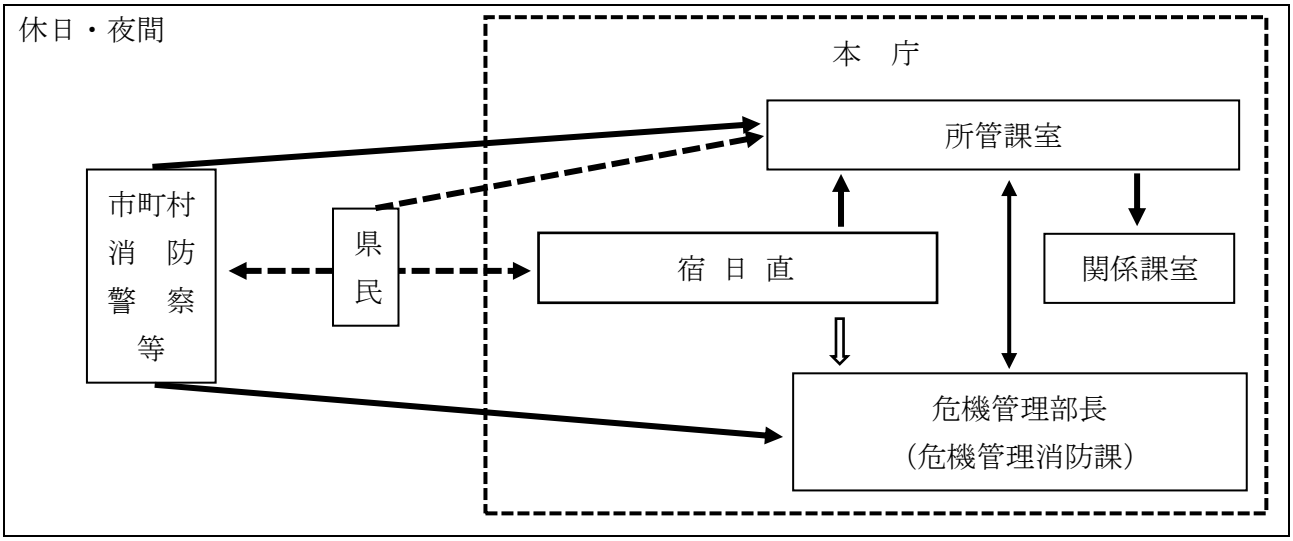

②　所管部署、危機管理消防課から危機管理部長

所管課室

・第一報を受けた職員は課室長に報告し、局長、部長へ速やかに伝達するとともに、危機管理消防課へ伝達する。

危機管理消防課

・伝達を受けた職員は、課長に報告し、速やかに局長、危機管理部長へ伝達する。

③　知事、副知事への報告

・所管部署が明確な危機事象（想定されている危機事象）については、所管部長が知事、副知事へ報告する。

・役割未整理な危機事象及び所管不明な危機事象については、危機管理部長が伝達された内容を整理し、必要があれば危機管理消防課に命じて補足情報を収集させ、知事、副知事へ報告する。

・危機事象が特に急を要するものであり、早急に判断することが必要な場合は、振興局長、所管課長等は直ちに知事、副知事へ報告し、指示等を受けるものとする。
なお、報告後、報告事項及び指示事項等について、速やかに危機管理消防課に伝達する。

所管部署、危機管理消防課 → 危機管理部長 → 知事・副知事の伝達経路

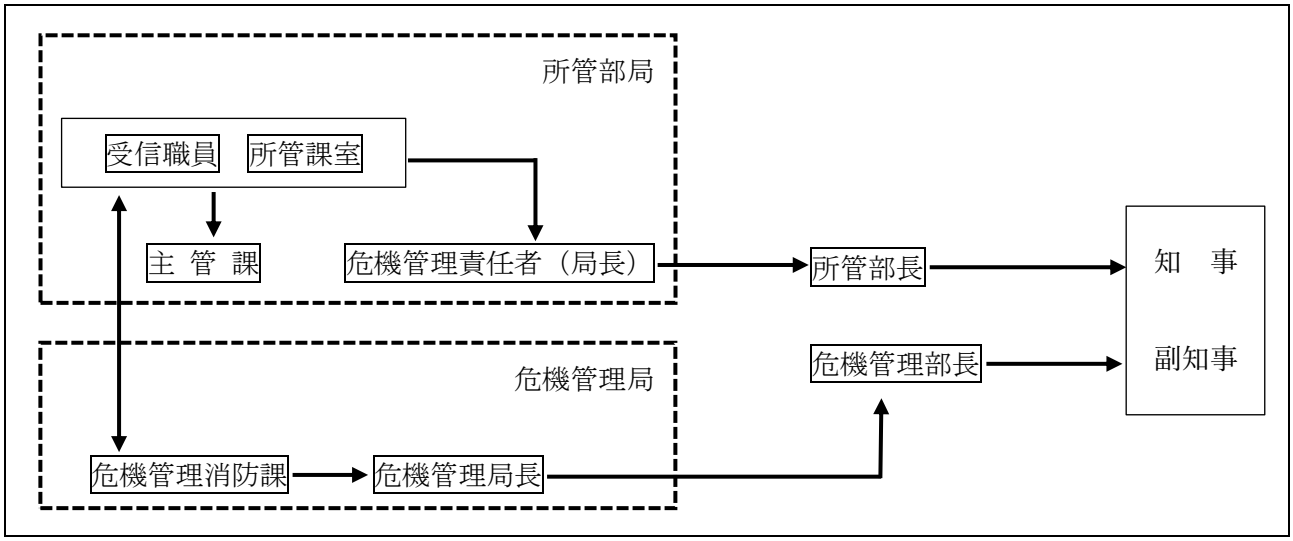

危機管理消防課への連絡

【平日　9:00～17:45】

ＴＥＬ　０７３－４４１－２２７３・２２７５

ＦＡＸ　０７３－４２２－７６５２

E-mail e0901001@pref.wakayama.lg.jp

【夜間・休日】

ＴＥＬ ０７３－４４１－３３００(防災センター宿日直)

ＦＡＸ ０７３－４３１－５７７６

２ 体制確立後の情報伝達

情報伝達の経路、方法は各個別マニュアルに定めるところによるが、危機事象の状況報告に必要な事項は概ね次のとおりであり、定められた様式（危機事象状況報告書）等で整理する。

（１）危機事象の概要

・危機事象の種別

・発生日時、場所

・事態の具体的内容（生命、身体、財産への被害状況と拡大のおそれ）
・今後の予測（県民生活への影響等）

（２）被害の状況
・人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者の状況）
・住宅被害の状況（全壊、半壊、一部破損の状況）
・公共建物等の被害の状況（全壊、半壊、一部破損の状況）

（３）応急対策の状況
・地域住民等の状況（避難の状況、混乱の有無）
・市町村、消防機関等の応急対策の状況
・県の応急対策の状況

３　情報管理

危機事象の発生時には、様々な情報が各部署に対し、各方面からもたらされるため、混乱が生じる可能性がある。情報の発信元、内容等により時系列に整理することとし、本庁、現地における各体制において情報管理責任者を定め、連携を取りながら情報の一元化を図るものとする。

体制	情報管理責任者	副責任者
所　管　課　室	課室長	副課長等
本 庁 対 策 室	室長（所管部長等）	副室長（所管局長等）
本庁対策本部	総括本部員（危機管理部長）	所管本部員（危機管理局長）
現 地 対 策 室	室長（振興局所管部長等）	総務班長（総務担当課長等）
現地対策本部	本部長（振興局長）	総務班長（地域づくり部長等）
東京対策本部	本部長（東京事務所長）	総務班長（次長）

４　安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供は、発生した事態の状況や他の対応の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえ、個人情報の保護や報道の自由に十分な配慮をして実施するものとする。

（１）安否情報の収集及び整理

安否情報は、現地対策本部（対策室）が直接収集したもののほか、市町村、医療機関、警察、消防等の関係機関が収集した情報の提供を受け、重複の排除や照合、事実確認等により正確性確保に努め、回答しやすいように整理、蓄積する。

（２）安否情報の照会に対する回答

①　照会窓口の設置

必要に応じ、安否情報に係る窓口を設置することとし、電話、ＦＡＸ、メールアドレスを周知する。

②　書面による受付

安否情報の照会は、緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に

居住している場合を除き、原則として、定められた様式（安否情報照会書様式例）による書面の提出により受け付けるものとする。

なお、上記により書面によらないで受け付ける場合においても、担当者が内容を聴取し、同様式により整理するものとする。

③　家族等への回答

照会に係る者の安否情報を保有している場合には、照会を行った者の本人確認等により、照会の妥当性を確認のうえ、定められた様式（安否情報回答書様式例）により書面で回答する。

④　その他照会をする者への回答

照会に係る者の同意がある場合、又は公益上特に必要であると情報管理に係る責任者が認めた場合には、照会を行った者の必要とする安否情報に応じ、必要性が認められる項目について、定められた様式により書面で回答する。

（３）個人情報の保護

安否情報は個人情報であり、データ管理を徹底するとともに、回答に当たっては、必要最小限にとどめるものとする。また、負傷や疾病の状況、死亡の状況等、特に留意が必要な情報については、情報管理に係る責任者が判断する。

Ⅲ　応急対策

１　被害者への対応

危機事象発生直後においては、県民の生命・身体を守ることを最優先に、被害及び救出活動の状況に応じ、関係機関との調整や応援要請等を行う。

２　被害の拡大防止

（１）避難の支援

危機事象の内容に応じ、有効な避難の場所・方法等について、市町村に対して情報提供等避難の支援を行う。

（２）二次被害の防止

各部署は、二次被害を防止するため、対策要員の安全性の確保に留意する。

（３）対処方法の周知

所管部署は、発生した危機事象の被害が拡大するおそれがあり、被害防止の対処方法が明確な場合は、県民に対し速やかにその対処方法を周知する。

３　風評被害の防止・軽減

所管部署、対策室及び対策本部は、危機事象による風評被害を未然に防止又は軽減するため、危険性に関する正確で迅速な広報を心がけ、県民の不安の緩和を図る。

４　健康被害等への対応

所管部署、対策室及び対策本部は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安、体調の

変化等の問題を早期に発見・改善するため、福祉保健部、その他医療機関の協力を得て、ケアできる体制を整備するものとする。

Ⅳ　広報・相談の実施

1　報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、県民に危機事象の状況等を伝える最も有効な手段である。また、無意味な情報の保留は、後に大きな混乱を招くおそれがあるため、収集された情報は積極的に提供していくものとする。

提供する情報については、広報班等のもとで一元化されたものとし、重要情報の入手の都度資料提供、もしくは定期的に記者発表を行う。また、報道機関からの問い合わせ等に対し、広報班長等のもとに担当者を決めておき、窓口の一元化を図る。

（１）提供情報

・危機事象の概要と被害状況
・応急措置の実施状況
・避難等の状況
・県の対応状況
・市町村等関係機関の対応状況

（２）対策室での情報提供

所管部長が室長となる対策室が設置された場合は、広報班が報道対応し、重要情報等については、広報班長を通じて提供する。

（３）対策本部での情報提供

対策本部を設置した場合は、広報班が報道対応する。記者会見については、本部会議終了後、毎日定例に所管局長が行う。

なお、重要な情報の発表については、随時本部長が行うものとする。

（４）現地対策室、現地対策本部での情報提供

現地での記者等の取材に対して、情報管理責任者のもとに担当者を決めておき窓口の一元化を図る。

2　県民への情報提供

危機事象発生時における県民の無用な混乱を防止するため、危機事象の状況や各方面からの応急対策の実施状況を、県民に迅速かつ正確に伝える必要がある。このため、報道機関への積極的な情報提供をはじめ、ホームページの活用、防災対策での伝達ルートを利用するなど、様々な方法で県民への情報提供に努めることとする。

3　相談窓口の設置

対策本部及び所管部署は、県民等からの相談・問い合わせ等に対応するため、必要に応じて、当該危機事象に関する相談窓口を設置し、相談体制の一元化を図る。

Ⅴ　県地域防災計画の準用

避難、救急救助・医療、輸送、ボランティアの受け入れ等この計画に定めのない応急対策については、和歌山県地域防災計画の規定を準用するほか、必要に応じて事案ごとに所管部署で個別マニュアルを作成する。

第５編　事後対策

Ⅰ　終息宣言

県民の救護措置が完了し、危機事象の拡大や再発の可能性がなくなった時点で、対策本部等は関係機関の協力を得て、危機事象発生区域の安全性の確認を実施する。専門技術者等を交えた協議の結果、安全性が確認された時は、記者発表により危機事象の終息を宣言するとともに、ホームページや広報番組等を通じて県の内外へ周知する。

なお、終息宣言後も、緊急時において行った諸対策のうち、必要な対策については引き続き実施し、被害発生後の影響の軽減を図る。

Ⅱ　復旧対策の推進

対策本部及び所管部署は、県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な生活再建と復旧等を図る。

Ⅲ　再発防止

対策本部等及び所管部署は、関係機関や専門技術者等の協力を得て、発生した危機事象を分析し、問題や課題を洗い出し、再発防止策を策定、実施するものとする。

Ⅳ　対応の検証

所管部署と危機管理消防課は、連絡体制や応急対応について危機事象発生当時から時系列に沿って検証し、反省点の抽出、改善方法の検討を行うこととする。また、危機管理連絡会議を通じて事後評価をフィードバックし、各部署における個別マニュアルの改善等、全庁的な体制の強化に役立てるものとする。